

11 日本農業経営学会賞選考委員会細則

- 第1条 この細則は、日本農業経営学会賞表彰規程第5条に基づき、学会賞選考委員会（以下、選考委員会）の構成並びに学術賞及び奨励賞の受賞者の選定について必要な事項を定める。
- 第2条 選考委員会は、選考委員会委員長（以下、選考委員長）と選考委員会委員（以下、選考委員）6名の計7名で構成される。会長は理事会の議を経て正会員の中から選考委員を委嘱する。選考委員会委員長は副会長のひとりがこれに当たる。
- 第3条 選考委員の任期は2ヶ年とする。
- 第4条 選考委員長は総会の前までに選考の結果を、その理由を付して、会長に報告しなければならない。当該報告が口頭によるものである場合には、後日速やかに文書で提出しなければならない。
- 第5条 会長は選考委員長の報告を理事会にはかり、理事の過半数の賛成を得たものを受賞者と決定する。
- 第6条 正会員は受賞候補者を推薦することができる。
- 第7条 受賞候補者を推薦しようとする者は、受賞候補者の所属機関、職名、氏名、略歴、著作または論文の題目、および業績の内容を記入した推薦理由書（2000字以内）を、候補となる著作または論文とともに選考委員会に提出しなければならない。
- 第8条 学術賞及び奨励賞の対象となる業績は、当該表彰年の前5ヶ年以内に刊行された学術書及び同じく前5ヶ年以内に本学会会誌に掲載された論文を含む一連の業績とする。
- 第9条 本細則の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

1. 本細則は昭和59年10月16日から施行する。
2. 細則の一部を平成02年04月06日から改正する。
3. 細則の一部を平成05年10月15日から改正する。
4. 細則の一部を平成06年10月13日から改正する。
5. 細則の一部を平成14年10月11日から改正する。
6. 細則の一部を平成16年07月15日から改正する。
7. 細則の一部を平成24年03月28日から改正する。
8. 細則の一部を平成25年09月21日から改正する。
9. 細則の一部を平成28年09月15日から改正する。
10. 細則の一部を平成29年09月14日から改正する。
11. 細則の一部を令和元年09月06日から改正する。
12. 細則の一部を令和03年09月11日から改正する。